

令和4年9月12日

大洗研究所（北地区）原子炉設置変更許可申請について

(HTTR(高温工学試験研究炉)原子炉施設の変更)

【概要】

「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下「許可基準規則の解釈」という。）において準用している「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する解釈」（以下、「実用炉許可基準規則の解釈」という。）が令和3年4月21日に改正・施行され、当該解釈の改定に伴うバックフィット対応のため、HTTRでは令和3年11月15日に大洗研究所(北地区)原子炉設置変更許可の変更申請(主に、基準地震動1波を追加するための変更)を行った。

令和3年12月1日に初回ヒアリングを実施し、内容についての説明を行った。その後、基準地震動の策定等の審査のため地震津波班において審査を実施していただき、令和4年5月13日の審査会合にて追加する基準地震動が認められ、令和4年8月26日の審査会合にて地盤安定性、新知見確認としての火山、津波等に係る内容が認められた。今後は、申請中の追加した基準地震動の変更等(規制庁殿の審査において申請中の基準地震動に変更が必要となった)に係る原子炉設置変更許可申請書の補正を実施する予定である。

本件に関し、原子力規制庁殿よりプラント側における確認として、以下の項目の説明を行うよう連絡をお受けしましたので、以下のとおり、ご説明いたします。

【質問と回答】

・標準応答スペクトルの追加に伴い、許可に記載の設備耐震の設計方針に変更があるか。

(回答)

配管の軽微な補強が発生する可能性はありますが、耐震設計方針が変更となることはありません。

・新しい基準地震動における設備耐震についての評価はどのように行っていく方針か。

(回答)

令和3年4月8日付け原規規発第2104086号にて認可頂きました、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の原子炉施設[HTTR(高温工学試験研究炉)]の変更に係る設計及び工事の計画(第4回申請)」に記載の内容と同じ方法にて耐震評価を進めております。現状では、補強が必要となる箇所はない見込みですが、評価を進め、補強が必要な場合には原子炉設置変更許可申請書の補正において工事計画も合わせて申請させて頂く予定としています。

・補正の時期はいつか

(回答)

工事の有無を判定するために設工認レベルでの評価を進めております。当該評価結果が今年度末に得られる見込みのため、許可の補正については来年度前半を予定しております。